平成２６年（フ）第５４号
三重県伊賀市四十九町1705番地
債務者　西山　幸子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５５号
三重県名張市すずらん台東５番町258番地
債務者　曽野　稔和
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第７２号
大津市大将軍１丁目２番１―705号
債務者　山川亜希子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７号
滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町３丁目857番地162
債務者　玉田　公恵
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０１号
大津市美空町２番６―505号
債務者　大門　保行
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
大津市唐崎３丁目12番１号　穴太団地Ｃ棟403号、住民票上の住所広島市東区馬木９丁目３番２号
債務者　宇高　宏美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０号
滋賀県野洲市小篠原885番地６
債務者　ミラクルフルーツこと　南村　美穂
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
滋賀県野洲市小篠原992番地１　ハイムラポール203号
債務者　下村みのり
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５７号
大津市月輪３丁目25番15―409号、前住所大津市におの浜１丁目１番57―611号
債務者　清家　明人
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
大津市月輪３丁目25番15―409号、前住所大津市におの浜１丁目１番57―611号
債務者　清家　香織
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
広島県廿日市市対厳山１丁目８番35号
債務者　中島　美和
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
広島市中区江波南２丁目23番13―209号
債務者　脊戸　末子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３８号
広島市安佐南区上安２丁目35番１―908号
債務者　古本　勝万
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井609番地１
債務者　松森　由美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番92―33号
債務者　入来院優子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2367番地　県営宮下団地２号棟23、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3158番地３　コーポ宮薗101号
債務者　江崎　義美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原3713番地１
債務者　妹尾　義美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係